

差押財産の使用等許可申立書

記載要領

- 1 「差押財産の使用等許可申立書」は、滞納者等が国税徴収法第70条第5項の規定により、差押中の船舶又は航空機の航行の許可を申し立てる場合、若しくは同法第71条第6項の規定により、差押中の自動車又は建設機械の運行又は使用の許可を申し立てる場合に使用してください。
- 2 この申立書は、申立人に対する諾否の通知書としても使用するので、そのための副本数通を併せて提出してください。
- 3 「申立人」欄は、申立者の住所（又は所在地）及び氏名（又は名称）を記載してください。
また、申立者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載するとともに、当該申立者が滞納者である場合には、「法人番号」欄に法人番号を記載してください。
なお、申立者が権利者である場合には、「申立人」の「住所 氏名」の頭部のかっこ内に、例えば「（抵当権者）」、「（交付要求権者）」等と、差押財産に対して有する権利の名称等を記載してください。
- 4 「使用等を必要とする理由」欄には、使用等を必要とする理由と使用の条件をなるべく具体的に記載してください。